

七五三



元気で大きくなりますように

子どものすこやかな成長を願い11月15日に行われる七五三。下条保育所でも子どもたちの健康を祈願するため、近くの大日神社で七五三を行いました。手作りの千歳あめ袋を手に、神主さんからおはらいを受ける子どもたち。「病気をしませんように」「交通事故にあいませぬように」

11.25 平成15年(2003)

第12回十日町広域圏合併任意協議会——2-3
暮らしを支える大きな力国民年金——4~7
職員給与をお知らせします——8~11
知って得する元気な高齢者へのサービス——12

第12回十日町広域圏合併任意協議会

■新市の名称案に、

「十日町」を含む6案を選定

■議員の選挙区定数は、

調整つかず法定協議会に持ち越し

■法定協議会は、

来年1月または2月を目標に設立

第12回十日町広域圏合併任意協議会（最終）が11月19日（水）、中里村総合センターで開催されました。今回は、新市の名称、議員の選挙区ごとの定数、一部事務組合の取り扱い、法定協議会の設立日程などが審議されました。結果をお知らせします。

新市の名称についての審議結果

新市の名称案選定は、小委員会（委員長・関谷松代町長）から、次のように報告がありました。

・9月24日から10月24日までの約1か月間公募を行った結果、全国から2、730件（応募名称は95

8種類）の応募があった
・有識者の意見なども聞きながら、1次審査で66案に、2次審査で5案に選定した

その後行われた審議では、委員から「ひらがなの新市名候補があっても良いのではないか」「地名、地域名をとった名称案だけであり、どういうものか」「松代・松之山としては、

2倍になることから、議員の理解が得にくいということでした。一方、4町村議会では、現在の議員数が大幅に減少することから、1回限りの定数40人・選挙区制を採用した意味からしても、可能な限り手厚い配分を要請する意見が出されました。

しかし、このことで合併協議の支障をきたすようなことは避けるべきだという点では、双方とも一致した見解でした。円満な結論を求め、住民の理解をいたくためにも、もう少し時間をかけ、慎重な協議を行うべきという考えから、本委員会で結論付けることを見送り、法定協議会で十分検討した上で決定したいと思

※参考

第10回任意協議会で、新市における1回目の選挙は「選挙区選挙による定数特例」を採用し、議員定数（合

併前の5市町村議員総数は76人）は40人、2回目の選挙（合併4年後は全市1区で30人以内の定数で行うこと）で調整されています。
今回は、新市における1回目の選挙の議員定数40人を十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の選挙区にどのように配分するかを審議したものです。

一部事務組合の取り扱いに関する審議結果

一部事務組合の取り扱い、小委員会（委員長・滝沢十日町市長）から、関係する11の一部事務組合のうち、平成16年度に組合自体が解散する予定の魚沼スカイライン開発組合を除いた10の一部事務組合は、ほかの構成市町村及び組合議会などの調整が必要であり、取り扱いは法定

妻有という名称は受け入れがたい」などの意見が続出しました。最終的には、小委員会で絞り込んだ5案に、数人の協議会委員から提案された「美雪」を加えた6案が新市の名称候補として決定されました。

■5つの名称案と選定理由（50音順）

①越後妻有（えちごつまり）

「越後妻有アートトリエンナーレ」で全国に発信している。越後が付くことで他県からも分かりやすい。

②奥越後（おくえちご）

豊かな自然がそのまま残っているイメージがある。

③新十日町（しんとおかまち）

十日町の知名度が生かされ、なお新生十日町広域圏を表現できる。

④妻有野（つまりの）

「妻有」は大地の芸術祭の開催などで、地域の総称として定着している。「野（の）」を付けることで、優しい感じを受ける。

⑤十日町（とおかまち）

地域の母都市の名称である。雪まつり・きもの文化・縄文国宝などで全国的に知名度が高い。JA、広域

協議会で決定したい」という結論が報告され、審議の結果、法定協議会で決定することになりました。

※調整が必要な一部事務組合

- ・新潟県自治会館管理組合
- ・新潟県交通災害共済組合
- ・新潟県消防団等公償組合
- ・魚沼地区障害者福祉組合
- ・魚沼スカイライン開発組合
（平成16年度中に解散予定）
- ・上越地方広域事務組合
- ・新潟県町村人事事務組合
- ・新潟県町村職員退職手当組合
- ・十日町地域衛生施設組合
- ・津南地域衛生施設組合

法定協議会設立日程などに関する審議結果

法定協議会の設立日程などは、関係市町村長が議会に諮る時期を協議し、来年1月または2月を目標に設立することになりました。

■名称

十日町広域圏合併協議会

■委員の構成

- ・任意協議会と同じ構成にします。
- ・構成市町村の長
- ・構成市町村の議会の議長及び合併担当特別委員会の委員長
- ・構成市町村の住民代表の学識経験者2人及び新潟県十日町振興事務

事務組合、県の出先機関の名称などで地域の総称として定着している。

⑥美雪（みゆき）

雪まつりや雪国文化をはぐくんできた地域の個性である美しい雪をイメージできる。新市の将来像を「雪・自然・農が織りなす温もりと躍動の大地」としている。

議員の選挙区の定数についての審議結果

議員の選挙区の定数は、小委員会（委員長・斎喜中里村議会議長）から次のような結論が報告され、審議の結果、法定協議会で決定することになりました。

■報告内容

議員定数40人の選挙区分分について、基準となる人口及び現在の議員数などを参考に協議してきましたが、十日町市とほかの4町村で意見調整が合意に達しませんでした。

十日町市議会では、人口に比例することが原則であるとし、1人の議員に対する人口比がほかの4町村の

所長

■設置後のスケジュール

- ①合併協議（新市建設計画含む）は、設置後おおむね4か月以内に協議を終了します。
- ②協議が終了した場合は、合併協定調印後、それぞれの市町村議会に廃置分合の議案ほか関連議案を諮ります。
- ③法定協議会は、廃置分合の議会議決後も事務的な調整が種々あるため、新市発足前の適当な時期までを設置期間とします。

■協議事項

任意協議会で未決定の事項は、4月までの間で随時協議します。

- ①合併の期日
- ②新市の名称
- ③新市建設計画
- ④議会議員の定数
- ⑤一部事務組合の取り扱い
- ⑥大字名、行政区名の取り扱い
- ⑦地域自治組織
- ⑧地域審議会の設置と組織
- ⑨その他

■法定協議会の組織

任意協議会に準じて組織します。

今回をもって、任意協議会での協議はすべて終了しました。今後は、法定協議会に移行しての審議になります。■問合せ 合併推進課 ☎57-3111（内線288）

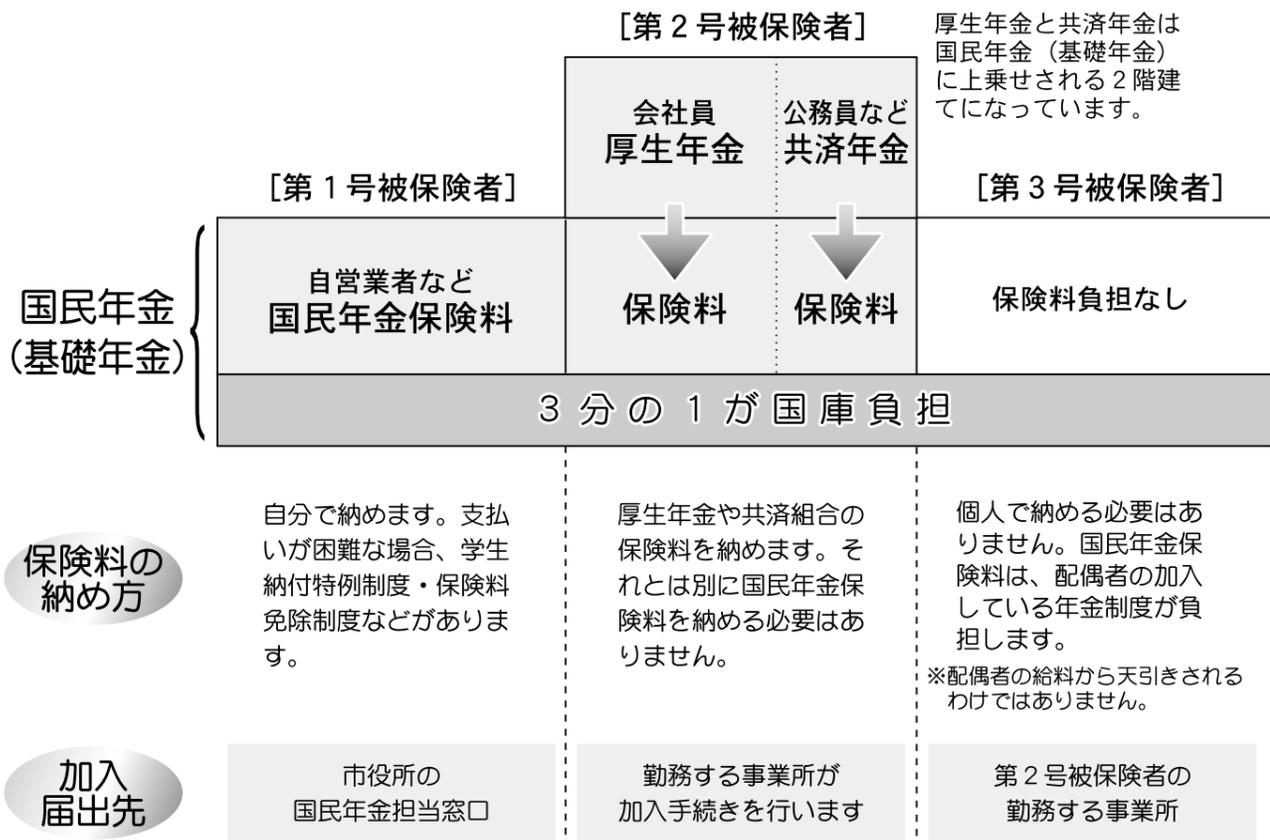
市町村合併に関する住民意向調査のお願い

11月10日発行の市報特集号「話し合おう市町村合併」といっしょに配布した全世帯対象の「市町村合併に関する住民意向調査」にご協力いただき、ありがとうございました。住民意向調査の締切日を11月21日（金）としていましたが、回収数が少なく、住民説明会でも調査期間が短いとの意見が寄せられたことから、締切日を30日（日）に変更し、より多くの市民の皆さんの意向を把握することにしました。

まだ回答していない皆さんは、できるだけ早急に回答いただきますよう、よろしくお願ひします。

問合せ 合併推進課 ☎57-3111（内線288）

基礎年金の負担の仕組み



暮らしを支える大きな力

国民年金

国民年金には、国民全員が20歳から加入しなければなりません

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの日常生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度です。そのため、20歳になったら職業や収入を問わず、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。きちんと保険料を納めて、大きな安心を手に入れましょう。

加入している人は3つに分かれます

第1号被保険者

■自営業者・学生など
自営業者、自由業、農林漁業、学生、フリーアルバイター、無職の人などで20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者

■会社員・公務員など
厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などで65歳未満の人

第3号被保険者

■会社員・公務員に扶養されている配偶者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

保険料は忘れずに!

保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています

未納にしておく、将来老齢基礎年金が受けられなくなったり、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなったりする場合があります。

第二号・第三号被保険者は、必要な届出をすれば、保険料が未納扱いになることはありません。

月額保険料は
13,300円
(平成15年度)

付加保険料
第1号被保険者で希望する人が月額400円を納めます

保険料前納制度

保険料を前納すると、保険料の割引があります。半年分前納と一年分前納があります。

保険料の納付は口座振替が便利です

申込みは、預金通帳・預金通帳届

希望により加入できる人もいます

- ① 日本に住む60歳以上65歳未満の人
過去に保険料の免除を受けたり、任意加入しなかった期間があったりするなどで老齢基礎年金額が満額にならないときに、加入して年金額を増やすことができます。
- ② 65歳に達しても老齢基礎年金を受け取るために必要な期間が足りない人
70歳までの間で年金の受給資格ができるまで、加入することができます。(昭和30年4月1日以前生まれの人に限りません)
- ③ 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人

保険料が納められないときは免除制度があります

- 『申請免除』の対象者
- ◆所得が少なく生活に困っている人
 - ◆失業や災害などで保険料の納付が困難な人
- 『学生納付特例制度』の対象者
- ◆一定以上の所得がない、大学・短大・専門学校などに在学中の学生

区分	老齢基礎年金を請求するとき	老齢基礎年金の金額の計算	障害・遺族年金を請求するとき	あとから保険料を納める期限	所得の審査対象	
申請免除	全額	受給資格期間に含みます	3分の1が算入されます	納付済期間と同じ扱いです	10年以内	・請求者本人 ・配偶者 ・世帯主
	半額	同上	3分の2が算入されます	同上	同上	同上
学生納付特例制度	同上	算入されません	同上	同上	同上	学生本人の所得(収入で133万円が目安)
未納	受給資格期間に含みません	同上	受給資格期間に含みません	2年以内		

※申請した月の前月の保険料から免除対象となります。 ※届出は毎年度必要です。

年金の相談先

加入していた年金制度によって相談先が異なります

相談に際しては、相談の内容を簡条書きにするなど明確にしたうえで、ご相談ください。

●相談に持参するもの（いずれか）

- ①年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ②年金証書
- ③支払通知書

など本人であることを確認できるものを持参してください。

加入していた年金制度	相談先
国民年金の第1号被保険者期間のみの人	市役所
国民年金の第3号被保険者期間のある人	社会保険事務所
国民年金と厚生年金に加入していた人	
厚生年金に加入していた人	
共済年金に加入していた人	各共済組合

年金の請求先

年金は請求の手続きをしなければ受けられません

すべての年金は、受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されません。忘れずに市役所や社会保険事務所などに請求しましょう。請求先は、加入されていた制度によって異なります。また、年金を請求する際に必要な書類は、それぞれの制度によって異なります。請求先に電話などで確認のうえ、手続きをしてください。

2つ以上の制度に加入していたことのある人は、社会保険事務所に問合わせてください。

加入していた年金制度	請求する年金	請求する年金
国民年金（第1号被保険者期間のみ）	老齢基礎年金	市役所
国民年金（第3号被保険者期間がある）	老齢基礎年金	社会保険事務所
厚生年金のみ加入していた人	老齢厚生年金	社会保険事務所
共済年金のみ加入していた人	退職共済年金	各共済組合

こんなときは、必ず届出を！

届出の内容により、届出先が異なりますので注意してください。手続きの際は、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合がありますので、届出先に確認してください。

こんなとき	種類	届出先	
第1号被保険者	20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号 市役所	
	会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき 第1号 → 第2号	市役所
		共済組合に加入したとき 第1号 → 第2号	
	任意加入するとき	第1号 市役所	
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき	本人 第2号 → 第1号	市役所
		扶養されている配偶者 第3号 → 第1号	
	会社を退職し配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第2号 → 第3号	配偶者の勤務する事業所
第3号被保険者	20歳になったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき 第3号 → 第2号	勤務する事業所
		共済組合に加入したとき 第3号 → 第2号	
	配偶者が会社を変わったとき (加入制度が変わらない場合を除く)	第3号 → 第3号	配偶者が新しく勤務する事業所
	配偶者に扶養されるようになったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号 → 第3号 第2号 → 第3号	配偶者の勤務する事業所
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増のとき)	第3号 → 第1号	市役所	

- ◆国民年金の届出や請求、相談は、市役所国民年金係 ☎57-3111（内線151）
- ◆厚生年金の届出や請求、相談は、新潟社会保険事務局六日町事務所 ☎025-770-2211

掛けてこみかっした『国民年金』 いとなむていとなむな年金を支給わたまわ

老齢基礎年金

受給資格期間25年以上の人が65歳から受けられる年金です。

老齢基礎年金の 年金額

797,000円
(満額)

※60歳になるまで原則として40年すべての保険料を納めた場合です。

年金を受け取るために 必要な期間

次の①～③の期間を合計して、原則として25年が必要です。①国民年金保険料を納めた期間（第3号被保険者期間、保険料免除期間などを含む）②任意加入できる人が加入しなかった期間③昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合などの加入期間

繰上げ支給と 繰下げ支給

繰上げ支給
60歳～64歳でも国民年金を受けることが出来ます。ただし生涯年金額が減るなどの制限もあります。
繰下げ支給
受給開始年齢を遅らせると、増額された年金を受けることが出来ます。

障害基礎年金

万一けがや病気で障害者になったとき、一定の保険料納付要件を満たしている人が受けられる年金です。

障害基礎年金額

- ◆1級障害 **996,300円**
(月額83,025円)
- ◆2級障害 **797,000円**
(月額66,417円)

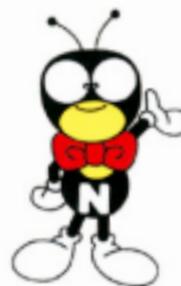
遺族基礎年金

一家の家計を支える人が亡くなったとき、その人が国民年金加入中または老齢基礎年金を受け取る資格期間（原則25年）を満たしている場合、その人の子や、子のある妻が受けられる年金です。

遺族基礎年金額

797,000円

※子の年齢要件は、18歳に到達した年度の末日（3月31日）まで（障害者は20歳未満）です。子どもの人数によって額の加算があります。



国民年金だけの 独自給付があります

付加年金

付加保険料を納めた人が、納めた月数×200円を老齢基礎年金に上乗せして受け取ることが出来ます。

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が何の年金も受けず死亡したとき、その妻（婚姻期間10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、死亡した人が受けるはずだった年金額の4分の3が支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めていた人が、何の年金も受けずに死亡したとき、いっしょに生活していた遺族に12万円～32万円支給されます。

市民の皆さんのご理解をいただくため、十日町市、十日町地域広域事務組合及び十日町地域衛生施設組合職員の給与・定員管理などをお知らせします。

■部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4.1現在)

部門	職 員 数	対前年増減数		主な増減理由	
		15年	14年		
一般行政部門	議 会	4	4	0	リゾート開発部門の移動 保育士の臨時職員化など 保健師長の専任化 雇用促進業務の増強 林業関係事務の減 リゾート開発部門の移動
	総務企画	72	74	△ 2	
	税 務	22	22	0	
	民 生	75	77	△ 2	
	衛 生	19	20	△ 1	
	労 働	4	3	1	
	農林水産	24	25	△ 1	
	商 工	11	10	1	
	土 木	40	40	0	
	小 計	271	275	△ 4	
特別行政部門	教 育	78	78	0	
普通会計計	349	353	△ 4		
公営企業等会計部門	水 道	18	19	△ 1	水道管維持業務の減 下水道整備事業の増
	下 水 道	19	18	1	
	そ の 他	14	14	0	
	小 計	51	51	0	
合 計	400	404	△ 4		

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

■第2次定員適正化計画の数値目標及び進捗状況 (各年4.1現在)

①定員適正化目標

部門	区 分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	計
全 部 門	退 職	19	10	1	12	17	7	10	76	
	採 用	16	8	4	9	10	7	8	62	
	差引増減	△ 3	△ 2	3	△ 3	△ 7	0	△ 2	△ 14	
	職員数	414	411	409	412	409	402	400	400	

将来の行政需要ならびに第6次定員モデル及び全国類似団体職員数を考慮し、職員数を19年4月までに14人削減する。

②定員適正化手法の概要

新規行政需要に対応しつつ、事務の統合縮小、民間などへの委託、機械化を進め、全体として人員増にならないように管理する。

③定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区 分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	計
全 部 門	退 職	19	20	8	-	-	-	-	47	
	採 用	16	13	3	-	-	-	-	32	
	差引増減	△ 3	△ 7	△ 5	-	-	-	-	△ 15	
	職員数	414	411	404	399	-	-	-	-	

(注) 職員数に教育長は含まれません。

■職員手当の状況(その2)

(平成15.4.1現在)

区分	内 容	国の制度と比較
扶養手当	配偶者…………… 14,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人……各6,000円 ただし、 配偶者のいない職員の場合には、扶養親族のうち1人は…………… 11,000円 配偶者が扶養親族でない場合には、扶養親族のうち1人は…………… 6,500円 そのほかの扶養親族1人につき…………… 5,000円 (満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は5,000円加算)	同じ
住居手当	〈借家〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高27,000円(家賃が55,000円以上の場合)まで支給。 〈持家〉 1,000円 ただし、住宅を新築・購入した場合5年間は2,500円	同じ
通勤手当	〈交通機関利用者〉 負担している運賃の額に応じて最高50,000円まで支給。 〈交通用具使用者〉 片道の使用距離に応じて、2,000円(2km以上5km未満)から最高20,900円(片道40km以上)まで支給。	同じ

区 分	全職種
特殊勤務手当(14年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 51.2%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 4,201円
	手当の種類(手当数) 12
	代表的な手当の名称 徴収手当 社会福祉現業手当 用地交渉手当

時間外勤務手当	14年度	支給総額	8,797万5,000円
		職員1人当たり支給年額	25万2,802円
	13年度	支給総額	1億0,398万2,000円
		職員1人当たり支給年額	29万4,567円

■特別職の給料などの状況

(平成15.4.1現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当	
給 料	市 長	833,200円	(14年度支給割合) 6 月期 1.45月分 12月期 1.55月分 3 月期 0.50月分 計 3.50月分
	助 役	649,900円	
	収 入 役	592,700円	
	教 育 長	592,700円	
報 酬	議 長	392,000円	計 3.50月分
	副 議 長	316,000円	
	議 員	300,000円	

■一般行政職の級別職員数の状況

(平成15.4.1現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
8 級	課長・局長	12	4.7
7 級	課長・参事・室長	24	9.5
6 級	課長補佐・副参事	90	35.6
5 級	係長・主査	39	15.4
4 級	主任	24	9.5
3 級	主事・技師	41	16.2
2 級	主事・技師	15	5.9
1 級	主事・技師	8	3.2
計		253	100.0

(注) 1 十日町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3 職員数は特殊な職種及び技能労務職を除いたものです。

■昇給期間短縮の状況

区 分	合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	そ の 他 一 般 職	
15 年 度	職員数(A)	399人	291人	45人	63人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	59人	48人	0人	11人
	比率(B/A)	14.8%	16.5%	0%	17.5%

■職員手当の状況(その1)

区分	十日町市	国
勤 末 手 当 当	(14年度支給割合)	(14年度支給割合)
	期末手当 勤 勉 手 当	期末手当 勤 勉 手 当
	6 月期 1.45月分 0.60月分	6 月期 1.45月分 0.60月分
	12月期 1.55月分 0.55月分	12月期 1.85月分 0.55月分
	3 月期 0.50月分 —	3 月期 0.20月分 —
計	3.50月分 1.15月分	計 3.50月分 1.15月分
退 職 手 当	(支給率) 自己都合 勤 奨 ・ 定 年	(支給率) 自己都合 勤 奨 ・ 定 年
	勤 続 20年 21.0 月分 28,875月分	勤 続 20年 21.0 月分 28,875月分
	勤 続 25年 33.75月分 44,55 月分	勤 続 25年 33.75月分 44,55 月分
	勤 続 35年 47.5 月分 62.7 月分	勤 続 35年 47.5 月分 62.7 月分
	最高限度額 60.0 月分 62.7 月分	最高限度額 60.0 月分 62.7 月分
14 年 度 1 人 当 た り 平 均 支 給 額	814万 2,525万 6,815円 1,602円	
その他の 定年前早期退職特例措置 加算措置 (2%~20%加算)	その他の 定年前早期退職特例措置 加算措置 (2%~20%加算)	
退 職 時 特 別 昇 給	1~2号給	退 職 時 特 別 昇 給 20年以上勤続者1号俸

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
退職手当の支給率は15年4月1日現在のものです。10月1日以降の支給率は改定されています。

■平成14年度人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(平15.3.31)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)13年度の人件費率
43,256人	164億8,247万0,000円	3億9,021万0,000円	28億4,191万0,000円	17.2%	17.6%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

■平成15年度職員給与費の状況(普通会計予算)

職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
354人	14億1,318万2,000円	2億0,533万1,000円	5億9,851万7,000円	22億1,703万0,000円	626万2,797円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

■職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成15.4.1現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
十日町市	339,981円	42.5歳	305,760円	48.0歳
新 潟 県	359,981円	42.8歳	336,142円	45.5歳
国	327,623円	40.5歳	286,340円	48.9歳

■職員の初任給の状況

(平成15.4.1現在)

区 分	十 日 町 市		国		
	初 任 給	採用2年経過後給料額	初 任 給	採用2年経過後給料額	
一 般 行 政 職	大学卒	171,500円	185,600円	171,500円	185,600円
	高校卒	139,500円	149,200円	139,500円	149,200円

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成15.4.1現在)

区 分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	
一 般 行 政 職	大学卒	236,871円	295,536円	338,645円
	高校卒	196,900円	232,414円	277,833円
技 能 労 務 職	高校卒	195,000円	214,050円	245,000円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合には、採用後の年数をいいます。

十日町地域広域事務組合・十日町地域衛生施設組合

■広域事務組合の級別職員数の状況

(平成15.4.1現在)

区分	消 防 職			一 般 行 政 職			医 療 職		
	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	消防監・消防長	1	0.9	—	—	—	—	—	—
6級	司令長・次長・署長・課長	4	3.5	副参事	1	33.4	—	—	—
5級	司令・課長補佐・小隊長・分署長・分遣所長	15	13.2	—	—	—	家畜指導診療所長	1	33.4
4級	司令補・係長・副分署長・副分遣所長	36	31.6	主任	1	33.3	困難な専門的業務を行う主任獣医師	1	33.3
3級	士長・主任・分隊長・副分隊長	17	14.9	—	—	—	—	—	—
2級	副士長・副分隊長	25	21.9	主事	1	33.3	獣医師	1	33.3
1級	消防士	16	14.0	—	—	—	—	—	—
計		114	100.0		3	100.0		3	100.0

(注) 1 当組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

■衛生施設組合の級別職員数の状況

(平成15.4.1現在)

区分	一 般 行 政 職		
	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
8級	—	—	—
7級	局長	1	7.7
6級	次長・係長・主査	7	53.8
5級	主査・主任	3	23.1
4級	主任	1	7.7
3級	技師	1	7.7
2級	—	—	—
1級	—	—	—
計		13	100.0

(注) 1 当組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

■昇給期間短縮の状況(普通会計)

(平成14年度)

区分	合計	一 般 行 政 職				技 能 労 務 職		消 防 職		医 療 職	
		職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)	
広域事務組合	120人	3人	—	—	114人	3人	—	—	—	—	
衛生施設組合	20人	13人	65%	7人	—	—	—	—	—	—	
国	327,623円	40.5歳	286,340円	48.9歳	346,187円	42.1歳	—	—	—	—	

■特別職の報酬(平成15.4.1現在)

①広域事務組合・衛生施設組合 ②広域事務組合

職名	報酬年額	職名	報酬年額
管理者	32,000円	十日町市消防団長	112,500円
副管理者	30,000円	副団長	79,500円
収入役	30,000円	分団長	55,500円
議長	32,000円	副分団長	41,000円
副議長	30,000円	部長	34,200円
議員	30,000円	班長	24,000円
		団員	18,000円

■平成14年度人件費の状況(普通会計決算)

区分	圏域内基本台帳人口(平15.3.31)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)13年度の人件費率
広域事務組合	77,318人	39億9,358万8,000円	6,329万8,000円	10億9,111万7,000円	27.3%	36.2%
衛生施設組合	55,567人	10億7,738万4,000円	2,882万5,000円	1億6,978万4,000円	15.8%	16.7%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

■平成15年度職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
広域事務組合	120人	4億7,725万6,000円	1億2,298万8,000円	2億0,183万8,000円	8億0,208万2,000円	668万4,017円
衛生施設組合	20人	8,669万0,000円	1,600万2,000円	3,753万0,000円	1億4,022万2,000円	701万1,100円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。 2 給与費は当初予算に計上された額です。

■職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成15.4.1現在)

区分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職		消 防 職		医 療 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
広域事務組合	292,333円	37.1歳	—	—	333,568円	40.1歳	329,933円	35.0歳
衛生施設組合	379,200円	49.8歳	321,400円	51.2歳	—	—	—	—
国	327,623円	40.5歳	286,340円	48.9歳	346,187円	42.1歳	—	—

(注) 1 消防職について国は、公安職(一)で掲載してあります。 2 医療職については給料の調整額(獣医師)を含んでいます。

■職員の初任給の状況

(平成15.4.1現在)

区分	広 域 事 務 組 合		衛 生 施 設 組 合		国		
	初任給	採用2年経過後給料額	初任給	採用2年経過後給料額	初任給	採用2年経過後給料額	
一般行政職	大学卒	171,500円	185,600円	171,500円	185,600円	171,500円	185,600円
	高校卒	139,500円	149,200円	139,500円	149,200円	139,500円	149,200円
消防職	大学卒	189,300円	206,900円	—	—	189,300円	206,900円
	高校卒	157,500円	171,200円	—	—	157,500円	171,200円
医療職	大学卒	204,200円	217,700円	—	—	—	—

■職員手当の状況

区分	広域事務組合		衛生施設組合	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	支給対象職員1人当たり平均支給年額	職員全体に占める手当支給職員の割合	支給対象職員1人当たり平均支給年額
特殊勤務手当(14年度)	97.5%	消防職 31,954円 医療職 135,433円	100%	127,205円
手当の種類(手当数)	4	4	4	4
代表的な手当の名称	緊急車運転手当 災害出動手当 夜間消防手当 家畜指導診療業務手当	清掃手当 危険手当	—	—

時間外勤務手当	区 分		広域事務組合	衛生施設組合
	支給総額	職員1人当たり支給年額	支給総額	職員1人当たり支給年額
14年度	支給総額	1,737万7,037円	162万5,228円	8万5,538円
	職員1人当たり支給年額	16万0,898円	—	—
13年度	支給総額	1,936万8,513円	278万8,405円	15万4,911円
	職員1人当たり支給年額	17万9,338円	—	—

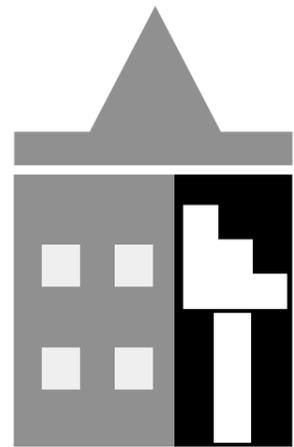
■期末手当・勤勉手当・退職手当・扶養手当・住居手当・通勤手当は、市職員と同額のため省略します。





あんしんがトイレトーパー販売

NPO法人あんしんでは11月12日(水)、障害者福祉作業所ワークセンターあんしんを開所しました。井上商店(南新田町)と連携し、十日町で発生した古紙を使用してトイレトーパーを製造・販売しています。障害者の雇用拡大を目的に開所された作業所では、年間20万個の生産を目標に、主に会員(個人販売もあり)への販売を行っています。ご利用ください。■問合せ: あんしん(高田町3西) ☎50-2566



まちの話題

T O K A M A C H I T O P I C S

このコーナーは、まちの話題や活動などを紹介しています。情報がありましたら、企画人事課広報広聴係(☎57-3111内線213)へ、お気軽にお寄せください。

tokamachi topics

知って得する 元気な高齢者へのサービス



元気な高齢者が生きがいを持って、より元気に暮らしていけるよう、いろいろなサービスを行っています。利用を希望する人は近くの在宅介護支援センターか市役所へご相談ください。

問合せ 介護保険課高齢福祉係 ☎57-3111 (内線135) おとしより相談係 (内線136)

自立者向け ホームヘルパー

ホームヘルパーがお宅に訪問して、食事や調理、洗濯などの家事を行ったり相談を受けたりします。

生活管理指導宿泊事業

老人ホームなどに一週間程度泊まって、生活習慣の指導を受けながら体調を整えます。

生きがい対応型 デイサービス事業

家に閉じこもりがちの人や、ひとり暮らしで友だちがほしい人などが、昼食をはさんで楽しい趣味活動などを行います。平成園(馬場1)、やまびこ(寿町2)、さわやか(本町2)で実施しています。

病院(通院) 付き添い事業

ひとり暮らしなどで通院が一人できない人、または不安がある人に通院の付き添いをします。市民税の均等割以下の世帯が対象です。

除排雪事業

市内に家族がいない人などの除排雪援助を行います。市民税の均等割以下の世帯が対象です。

配食サービス事業

ひとり暮らしなどで調理が困難な高齢者に、月曜日から金曜日まで昼食を届けます。一食400円です。

緊急通報装置貸与

ひとり暮らしなどの高齢者が、急に具合が悪くなったときなどに電話回線を利用して近所や子ども・民生委員に助けを求めることができるシステムです。手続きは担当民生委員・児童委員に相談してください。

日常生活用具給付事業

ひとり暮らしなどの高齢者が、自動消火器や火災報知器の取り付けが必要となったとき設置します。

がんばれ！寝たきり・痴ほう高齢者の家族

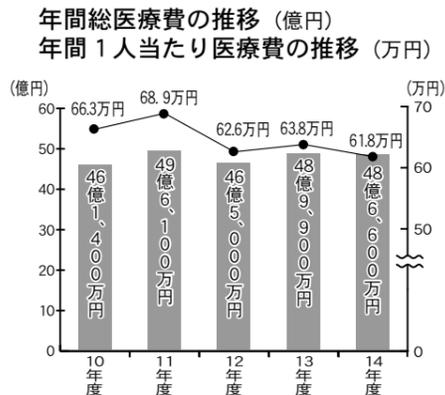
◆寝たきり老人等介護手当支給
6か月以上の寝たきりや痴ほうの高齢者を自宅で介護している人に、月5,000円の手当を支払います。

◆家族介護慰労事業
要介護4・5に相当する高齢者を、介護保険サービスを使わずに1年以上自宅で介護している市民税非課税世帯に、10万円の慰労金を支払います。

◆介護教室・家族交流事業
寝たきりや痴ほうの高齢者を自宅で介護している人に、介護知識を提供したり交流会を行ったりするなど、介護の疲れをいやします。

ご存じですか？ 十日町市の老人医療費

14年度に市内の老人にかかった医療費の総額は48億6,000万円で、13年度に比べて3,900万円の減額(0.8%減)でした。また、14年度の一人あたり老人医療費は61万8,000円で、13年度に比べて2万円の減額(3.1%減)となっています。医療費は上手に使いましょう。



問合せ 介護保険課国保係 ☎57-3111 (内線155)

全国障害者スポーツ大会で見事優勝

静岡県で開かれた第3回全国障害者スポーツ大会「わかふじ大会」で阿部尋喜さん(稲荷町3北)が100m走と立幅跳びの2種目で3連覇を果たしました。また、佐藤常弘さん(伊達4)が卓球で見事金メダルを獲得しました。阿部さんは「監督をはじめ、まわりで支えてくれた皆さんのお陰。感謝しています」、佐藤さんは「優勝もうれしいですが、たくさんの人と出逢えてとてもうれしかった」と話していました。



阿部さん



佐藤さん

横浜で十日町市をPR

6月にベルナティオでキャンプを行ったJリーグ横浜F・マリノスのホーム横浜国際総合競技場で11月15日(土)、十日町市PRキャンペーンが行われました。当日は好カード「マリノス対アントワープ」が行われ、約3万人が訪れました。PRブースでは、パンフレット配布やパネル展示、物産販売を行い、おにぎりの試食には長蛇の列ができました。また、ハーftimeには抽選会も実施されました。

ぼくらの出番

20

● 下条小学校 若葉班活動 異学年の心のつながり

下条小学校では、全校児童を20の縦割り班に分けて異なった各学年同士が交流する若葉班活動を行っています。

1〜6年生まで各学年が交ざった班では、年度当初に活動予定を立て、ドッジボールや追いかけリレー、バブロケット作り、クレープ作り、プールでの水中騎馬戦など年4回のレクリエーションを行います。ただし、そ



のうち1回は神明水辺公園のそうじや学校の窓ふきなどのボランティア活動です。

最初は慣れない子どもたちもだんだんと低学年が高学年を慕うようになり、最近では休み時間にいっしょに遊ぶ姿が見られるようになりました。1年間活動すると、子どもたちの心がかわようようになり、深い絆で結ばれます。また、6年生は班長としての自覚が芽生え、1年間ですいぶん成長します。

◆ 中町広章さん (6年)

最初は班長として班をうまくまとめられるか不安でした。最近はおんなの気持ちもわかるようになってきました。

◆ 村山朝子さん (6年)

けんかをしないように、みんなであつて遊んでいます。全員で協力して楽しい班を作りたいです。

◆ 田頭拓磨さん (6年)

仲良く活動できるように、班全員をまとめています。みんな協力して、いつでも明るい班でいたいです。

◆ 松澤ゆりか先生

若葉班活動により、確実に上級生と下級生の関係が深まりました。教師はあくまでサポート役です。活動を通して、さらに思いやりを育ててほしいです。



左から田頭さん、村山さん、中町さん、松澤先生



No.223

北原保育所



鈴木和也ちゃん (6歳)

保育園のお庭に落ちていた葉っぱや木の実できつねを作ったよ。いろいろかまっていたら、きつねに見えてきたんだ。大きい葉っぱを耳にして、じょうずにできたよ。



藤木柊吾ちゃん (5歳)

真っ赤なからだに青いはねがはえた「おしゃれカラス」をかいたんだ。今度みんなで作る劇の中に出てくるんだよ。カラスは真っ黒で顔がかっこいいから好きなんだ。



助役 関口芳史

クロアチアに行ってきました。昨年のサッカーワールドカップ(W杯)事前キャンプでのクロアチアチームとの交流を覚えていますか。芝を絶賛されたグラウンドはその後「クロアチアピッチ」と命名されました。今年9月にはクロアチア大使を迎え、クロアチアカップサッカー大会が開催されるなど、W杯終了後も交流が続いています。ほかのキャンプ地ではこういう例は少ないようで、大いに宣伝したいと思います。これは、キャンプ時の十日町市民のもてなしの心がクロアチアの選手・関係者に通じたからなのでしょう。今回の訪問で「世界各地でキャンプをしたが十日町のもてなしが一番だった」と何度も言われ、サッカーを通じてクロアチアという国と心が通じたこと実感しました。クロアチアには十日町



ゴゴー ぼくぼく線 12月のイベント情報

〔六日町八海山スキー場オープンデー〕
 12月20日(土) 六日町八海山スキー場 六日町駅からバス30分(八海山スキー場行き) 共通1日券・レンタルセットともに2,000円に割引(小学生以下1,000円)。とん汁や甘酒、清酒八海山のサーピスや餅つき大会、ジャンケン大会なども行われます 六日町八海山スキー場(025・775・3311)

〔冬のサイエンスひろば〕
 12月20日(土)・21日(日) 上越科学館 直江津駅からバス15分(リージョンプラザ経由高田行き) 上越の実験名人が科学館に大集合。作って実験して、いろいろ体験できます。材料費無料、お土産もあります。小・中学生は2日間、入館料が無料です 上越科学館(025・544・2122)

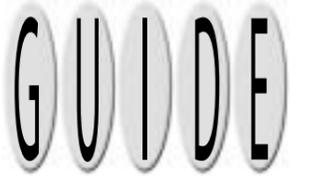
〔雪だるま物産館創業祭〕
 12月23日(天皇誕生日) 雪だるま物産館 虫川大杉駅からタクシー10分 農家の皆さんの野菜や手作り加工品、懐かしいおふくろの味など、安塚町ならではの味覚が楽しめます。地鶏の大鍋(300人分)、餅つき、抽選会なども行われます 雪だるま物産館(02559・51010)

市民を心から信頼している人たちがいます。この特別な関係は大事に育てていくべきです。

クロアチアは、91年に旧ユーゴスラビア連邦から独立しましたが、それはユーゴ解体の引き金となりました。そして、その後数年間続いた独立戦争の傷跡を各地で目にしました。屋根のない廃屋。地雷の撤去されていない地域。足を失った松葉づえの人を何人も見かけました。激しい戦いの末に勝ち取った独立。ブルガリアとの国際Aマッチを観戦しましたが、サッカーの国際試合での熱狂はクロアチア人の生まれたての愛国心の発露なのだと感じました。

クロアチアは、たいへん美しい国です。アドリア海の長い海岸線にはローマ人が行き交い植民した都市遺跡が点在します。国境南端のドウブロヴニクは、ユネスコの世界遺産に登録された美しい城壁都市です。温暖で魚介類に恵まれ、白壁の古い町並みには今風のおしゃれなショップがうまく調和しています。できるだけ多くの十日町市民にクロアチアを訪れてもらいたい理解してほしいです。

クロアチアとのサッカーを通じた交流が市民レベルで深まれば、十日町の付加価値もまた、ぐんと高まると思いますよ。ヨーロッパの人のように、一週間程度のバカンスを、ここでゆつくりと過ごしてみませんか。



お知らせ・ガイド
市役所 TEL 57-3111

「なんべいおはなしのへや」

読み聞かせ、パネルシアターなどを行います。●日時 12月20日(土)午後3時 ●会場 情報館 ●問合せ 情報館 (☎50-5100-100)

「おはなしたまてばい」

読み聞かせ、手遊びなどを行います。●日時 12月11日(木)午前10時～11時 ●会場 情報館 ●対象 乳幼児と保護者 ●問合せ 情報館 (☎50-5100)

子ども博物館パート3 シメナワを作ろう

友だちを誘ってお正月に飾るシメナワづくりに挑戦してみませんか。●日時 12月6日(土)午前

後1時～4時30分 ●会場 博物館 ●参加費 500円 ●対象 小学4～6年生20人(保護者の参加可) ●申込み・問合せ 11月28日(金)までに、博物館 (☎57-5531)

藤原由紀乃ピアノリサイタル ショパンの夕べ

聴く人の魂を揺り動かす国際的ピアノの演奏です。●日時 11月28日(金)午後7時～(開場6時30分) ●会場 市民会館 ●入場料 2,000円(当日2,500円) ●プレイガイド 田倉・イトー楽器・オギノ楽器・クロス10ほか ●問合せ 市民館本館 (☎57-5011)

ぬくもり箏コンサート

箏・三弦・尺八・フルートによる演奏と踊りを披露します。(六段調・大きな古時計ほか) ●日時 11月29日(土)午後1時30分 ●会場 情報館 ●入場料 無料 ●問合せ 柳 (☎52-2095)

十日町おやこ劇場

「くぼたまさとさん」とあそび「クリスマス会」です。●日時 12月5日(金)午後7時～(開場6時30分) ●会場



いがた連携講座 進む国際理解

中国との交流を中心に、国際理解への取り組みの現状と今後について考えてみませんか。●日時 12月13日(土)午後1時30分～3時30分 ●会場 情報館 ●入場料 無料 ●講師 區建英氏(新潟国際情報大学教授) ●問合せ 情報館 (☎50-5100)

明石の湯健康講座

時間 各回とも午前10時15分

平成15年分 青色申告決算説明会

平成15年分の所得税にかかわる青色申告の決算説明会を開きます。

●問合せ=十日町税務署 (☎52-3181)

期日	時間	対象者	会場
12月10日(水)	午前10時～11時30分	十日町市(営産業所得者)	市民会館
	午後1時30分～3時		
12月11日(木)	午前10時～11時30分	十日町市(農業所得者)	十日町農協本店
12月12日(金)	午前10時～11時30分	水沢地区(営産業所得者)	水沢商工会

むつみ幼稚園 ●入場料 入会金1家族1,000円+年中児以上1人月額700円 ※会員制、当日入会できます ●問合せ 水落静子 (☎56-2144)

1Hクッキングヒーター 体験料理教室

●会場 東北電力(株)十日町営業所 ●参加費 500円 ●定員 18人(申込多数の場合抽選) ●申込み・問合せ 東北電力(株)十日町営業所 (☎52-3107) ●アップルケーキとクリスマスのオススメ料理 ●日時 12月6日(土)午前10時30分～午後1時 ●申込み締切り 12月2日(火)

【おせち料理】

●日時 12月12日(金)午前10時～午後1時 ●申込み締切り 12月8日(月)

ひとり親家庭ほのぼの交流事業 クリスマスを親子で楽しもう!

クリスマスカードを作ってゲーム大会やビンゴ大会を楽しみましょう。●期日 12月13日(土)～14日(日) ●会場 県母子休養ホームしらゆり荘(六日町) ●参加費 大人3,500円・子ども2,500円・幼児2,000円

期日	内容	講師
12月16日(火)	知っているようで知らない薬とのつきあい方	新潟県薬剤師会
1月27日(火)	転ばぬ先の杖～靴の選び方・はき方～	シューフィッター 大嶋晴美氏
2月26日(木)	中高年期をこころ豊かに過ごすための話	祇園寺僧侶 富井清孝氏
3月8日(月)	髪・美容の話	十日町美容師組合

第3回女・男セミナー

思春期から高齢期までの、自分自身やパートナーの身体や性について、もう一度勉強してみませんか。クリスマスのリース作りもあります。●日時 12月13日(土)午後1時30分～4時 ●会場 中条地区公民館 ●参加費 300円 ●定員 先着30人 ●講師 江口夫佐子さん(長岡健康福祉環境事務所次長) ●申込

体育館夜間利用一覽表

(平成15年12月1日～16年3月31日)

施設	利用時間	曜日						
		日	月	火	水	木	金	土
総合体育館	午後5時閉館	専用使用						
		バスケボール						
	午後5時閉館	専用使用						
		バドミントン						
市民体育館	午後5時閉館	専用使用						
		バドミントン						
	午後5時閉館	専用使用						
		バドミントン						

- 太枠が夜間開放種目です。個人券、施設年間券、トレーニング室利用券でどなたでもご利用できます。(都合により予定を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください)
- 「専用使用」は個人やサークルなどで独占的に使用できます。ただし「使用許可申請書」の提出が必要です。(詳しくは受付にてお聞きください)
- は、各種目協会が主催するスポーツ教室です。参加希望者はその時間帯にお越しください。(入会手続きなどはそれぞれの協会で行います)

■問合せ=総合体育館 (☎52-4377)

み・問合せ 中条地区公民館 (☎52-2748)

地域づくりセミナー いなか暮らしを語る

●日時 12月12日(金)午後3時15分～5時15分 ●会場 松之山町「おふくろ館」 ※送迎あり ●参加費 無料 ●定員 先着10人 ●講師 岩崎乾一氏・伽野野寧氏・カールベックス氏・鶴田豊子氏 ●申込み・問合せ 12月5日(金)までに、企画人事課企画係 (内線215)



募集します 申年生まれの人

市報とおかまち16年1月10日号に掲載する来年の干支、申年生まれの家族・個人を募集しています。●対象 ①3世代以上が申年生まれの家族 ②申年生まれの個人 ●申込み・問合せ 12月10日(水)までに、企画人事課広報広聴係(内線213)

第6回街づくりファッション大賞

街づくり、地域づくり、人づ

休日議会を開催します

市議会では、12月定例会市議会に平日開催に加えて「休日議会」を開催します。今まで傍聴できなかった人も、この機会にぜひおいでください。

- 日時=12月6日(土)午前10時～
 - 場所=市役所3階 議場
 - 内容=一般質問(議員6人)
 - 問合せ=議会事務局(内線302)
- ※傍聴席が満席の場合、1階ロビーでテレビ中継します



心の健康相談

●日時 12月19日(金)午後2時～ ●会場 津南町保健センター ●医師 須賀医師(中条第二病院) ●申込み・問合せ 健康福祉課

健康増進係(内線144)または十日町健康福祉事務所(☎57-2400)



8月〜11月分の児童扶養手当を振り込みます

児童扶養手当は、離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童を監護している母(養育者)に支給されます。8月〜11月分までの児童扶養手当は、12月11日(木)に受給者の口座に振り込みます。●手当額 受給者により異なりますので証書で確認してください。なお、10月分から、物価スライドにより減額されていますのでご注意ください。●問合せ 市民生活課国民

雪まつり事務局開設のため 商工観光課・観光協会が一時移転します
期間=12月1日(月)〜2月27日(金)
場所=クロス10の4階
TEL 57-3345 FAX 57-5150

年金係(内線151)



税金はほくらの暮らしのライフライン 11月の納税・納付

11月は固定資産税第4期と国民健康保険料第8期及び介護保険料第8期の納税・納付の月です。期限内に納めましょう。●問合せ 税務課・介護保険課



吉田ふれあいスポーツセンター室内ゴルフ練習場 12月1日(月)オープン

●期日 12月1日(月)〜4月30日(金)
●営業時間 午前10時〜午後8時30分 ※火曜日と第3金曜日は午後5時〜
●料金 ポール1個10円 ※5、000円・10、000円のお得な回数券あり
●問合せ 吉田ふれあいスポーツセンター(☎52-0670)

保育士資格を登録しましょう

児童福祉法の一部改正により、

保育士資格をもち、保育士として働いている人は、都道府県への登録が必要になります。(保育士として働いていない人は、登録をしなくても資格を失うことはありませんが、保育士として働こうとする際に登録が必要です)
●問合せ 登録事務処理センター(☎0120-041943) または県児童家庭課保育係(☎025-280-5215)

大学育英奨学生募集

●対象 次のすべてを満たす人
①新潟県民の子で学校教育法に基づき設置された4年制大学に進学または在学する人
②交通事故や病気などで親を亡くした人
③家計の都合で進学後の学資の支弁が困難であると認められる人
●募集人数 若干名
●奨学金額 月額2万円
●返還方法 卒業または貸与の終了した翌月から8年以内
●利息 無利息
●応募期間 16年1月30日(金)まで
●問合せ 県勤労者福祉厚生財団(☎025-228-3411)

交通遺児などへの育成資金貸付け(無利子)

●対象 自動車事故で保護者が亡くなった、重度の後遺症に

●明石の湯健康講座 16日(火)午前10時〜明石の湯
●公民館本館 毎週月曜日・27日(土)〜31日(水)
●総合体育館 毎週火曜日・27日(土)〜31日(水)
●博物館 毎週月曜日・24日(水)〜26日(金)〜31日(水)
●情報館 毎週月曜日・29日(月)〜31日(水)
●勤労青少年ホーム 毎週日曜日・23日(天皇誕生日)・28日(日)〜31日(水)

12月の休館日

●老人デイケア 3日(水)川治地区公民館・9日(火)水沢地区公民館・11日(木)下条地区公民館・吉田地区公民館 いずれも午前9時30分〜
●リハビリ教室 4日(木)・5日(金)・11日(木)・12日(金)・19日(金) いずれも午前9時30分〜保健センター
●水中歩行教室 5日(金)・12日(金)・26日(金) いずれも午前9時30分〜十日町体力づくりスイミングスクール



Table with 3 columns: よい歯の子, 住所, 保護者. Lists names of children and their guardians.

Table with 4 columns: 事業名, 事業に要した額, 融資を受けた額. Lists various public works and funding amounts.

中学生の税に関する作文・標語
十日町納税貯蓄組合連合会、十日町市租税教育推進協議会、十日町税務署では、中学生を対象に税に関する作文・標語を募集しました。入選者を紹介します。(敬称略)

- 【作文の部】
●全国納税貯蓄組合連合会優秀賞
●十日町納税貯蓄組合連合会長賞
●阿部友紀(南中3年)「税金と暮らしと笑顔」
●関東信越税理士会十日町支部長賞
●桜井瑛美(十日町中3年)「税金の力の凄さ」
●十日町市租税教育推進協議会長賞
●最優秀賞 鈴木皓子(南中3年)「税金の大切さ」
●優秀賞 丸山夏樹(十日町中3年)、樋口美咲(南中3年)、網 佑子(下条中3年)、宮沢ゆり(水沢中3年)

こちらは教育委員会です 人が育つ、まちが育つ 博物館を紹介しします

博物館では、小学校高学年対象の子ども博物館(体験教室)を年4回開催しています。内容は、信濃川での川遊び、黒曜石による石器作り、しめ縄作り、どんぐりを使った縄文クッキー作りなどさまざまです。また、特別展を年3回開催しており、今年は大地の芸術祭に併せた企画展などに県内外から多くの来館者がありました。
このような博物館事業を車の両輪のように支えているのが博物館友の会です。友の会は、博物館を利用しながら郷土の自然・歴史・文化について学び、楽しむ会です。会員は現在約950人で、グループ研究・文化財めぐりなどの活動を行っています。どなたでも気軽に入会できますので、皆さんも友の会活動に参加してみませんか。(博物館)

12月の交通安全キャンペーン

飲酒運転の追放
平成14年中、午後8時から午前6時までの間に交通事故で75人が亡くなり、そのうち飲酒運転によるものは15人でした。飲酒運転などの罰則が強化され、発生件数・死者数・傷者とも13年度より減少したものの、夜間から深夜にかけては、飲酒運転が多発しています。忘年会などお酒を飲むことが多いこの時期、飲酒運転は絶対にやめましょう。

年末の交通事故防止運動
期間 12月11日(木)〜31日(水)
スローガン 「ゆく年を無事故でしめて、来る年へ」
運動の重点
・高齢者の事故防止、特に歩行中や自転車乗用中の事故防止
・交差点における安全確認の徹底
・飲酒運転の追放
10月の交通事故発生状況 ()内は1月からの累計
Table with 4 columns: 年, 発生件数, 負傷者数, 死者数, 物件事故数

 乳幼児健康診査 会場：保健センター

事業名	期日	受付時間	対象児
3歳児健診 <small>(3歳6か月児が対象です)</small>	4日(木)	午後1時～1時30分	12年6月生まれの幼児
1歳6か月児健診	10日(水)	午後1時～1時30分	14年6月生まれの幼児
4か月児健診	24日(水)	午後1時～1時30分	15年8月生まれの乳児
2歳6か月児身体測定	今月はお休みです		
10か月児身体測定	24日(水)	午前9時15分～10時	15年2月生まれの乳児

- ①1歳6か月児・3歳児健診は歯科検診があります。
- ②4か月児健診を受けない場合は、保健予防係まで書類を取りに来てください。
- ③3歳児健診前に検査セットを送りますので、届かない人は保健予防係(内線141)まで連絡してください。

●健康相談 保健師による相談

期日	会場	時間
1・8・15・22(月)	保健センター	午前9時～11時30分
4日(木)	キナーレ「明石の湯」	午前10時～11時30分
9日(火)	新座コミュニティセンター	午前9時～11時30分
	大井田コミュニティセンター	午後1時30分～4時
	川治地区公民館	午前9時～11時30分
12日(金)	北和会館	午後1時30分～4時
	中条地区公民館	午前9時～11時30分
	北原集落センター	午後1時30分～4時
	下条地区公民館	午前9時～11時30分
18日(木)	上新田公民館	午後1時30分～4時
	吉田就業改善センター	午前9時～11時30分
	吉田山谷集会所	午後1時30分～4時
19日(金)	飛渡地区公民館	午前9時30分～11時30分
	羽根川荘	午前9時～11時30分
	水沢地区公民館	午前9時～11時30分
	平成園	午後1時30分～4時

※健康手帳のある人はご持参ください。
※キナーレ「明石の湯」のみ入場料500円(70歳以上は400円)が必要です。

✚ 休日救急医

期日	医療機関名	住所	電話番号
7日(日)	小林内科医院	中条中町	52-7155
14日(日)	石川医院	津南町	66-2061
	中条病院	北原	57-3018
21日(日)	富田医院	川西町	61-0200
	上村病院	中里村	63-2111
23日(祝)	川西町診療所	川西町	68-2034
28日(日)	庭野医院	寿町4	52-2711
29日(月)	たかき医院	土市第5	58-2361
30日(火)	山口医院	下条中央通り	55-2003
31日(水)			

12月のすくすく教室 ～離乳食と育児～
日 時：16日(火)午前10時～11時(受付：9時45分～)
会 場：保健センター
対 象：6～7か月の乳児の保護者など
問 合 せ：健康増進係(内線143)

●高齢者職業相談

毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
会場：高齢者職業相談室
おおむね45歳以上が対象です

●定例行政相談

12日(金) 午前10時～午後3時
会場：市民相談室

●市民無料法律相談

電話で市民生活課市民係へ予約してください
4日(木) 高橋 賢一弁護士
11日(木) 栃倉 光弁護士
18日(木) 畑 七起弁護士
25日(木) 大塚 勝弁護士
午後1時30分～4時
会場：保健センター総合相談室ほか

●ふれあい福祉センター心配ごと相談

毎週火・木曜日 午後1時～4時
※23日(火)・25日(木)・30日(火)は除く
会場：十日町市社会福祉協議会

編集後記

◆秋の行楽シーズンも一段落し、季節は冬へ。これからは忘年会シーズンといったところでしょうか。キナーレもこの秋、土・日には紅葉狩り帰りの人などが多数訪れました。「すごい建物だね」「なんてすばらしい施設なんだろう」「いずれも市外の人の感想です。何の予備知識も持たない人の、素直な感想なんじゃないでしょうか。先日、ある新聞に「期待して観光地を訪れたが、地元の人が悪口を言っていて気分が一段に冷めた」といった旨の投稿が掲載されました。キナーレはどうでしょう。地元の人が行ったこともなく、まして文句を言っているようでは、せっかくの施設も生かされず、市外の人の純粋な評価もどこかへ吹き飛んでしまいませんか。紆余曲折を経てきた施設だということは市民全員が百も承知のはずですが、先入観を捨ててみませんか。「お風呂はあの値段なら安い」これも市外の人の感想です。アルコールが体内に残ることが多くなるから、この時期、たまには明石の湯で汗を流すのも悪くはないのでは。特にサウナはクセになります。一度も行ったことがないなんて、自慢になりません。(玉)

十日町市民の願い
雪の国のきもの町で
今日よりすばらしい
明日を夢みて
今日に限りない
感謝をささげ
今日を人々のために
働けることを
念じてやまない